

出雲市監査委員告示 第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成31年（2019）1月30日

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

監 査 第 1 3 3 号
平成 3 1 年 (2019) 1 月 3 0 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様
出雲市教育委員会教育長 様
出雲市選挙管理委員会委員長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 萬 代 輝 正

定期監査の結果について (報告)

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

平成30年度(2018)出雲市定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

2 監査の対象

平成29年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の着眼点

(1) 財務事務

- ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 収入の確保は適正に行われているか。
- ウ 収入に係る事務は適正に行われているか。
- エ 会計処理は適正になされているか。
- オ 契約事務は適正に行われているか。
- カ 財産、物品の取得、管理及び処分は適正に行われているか。
- キ 債権の管理は適正に行われているか。
- ク 事務処理は能率的、効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- ケ 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- コ 過去の定期監査等における監査結果報告に対して必要な措置はとられたか。

(2) 特定テーマ「補助金・負担金に係る繰越金の取扱い」

- ア 繰越金の取扱いは適切か。
- イ 補助金・負担金に対し過大な繰越金を生じていないか。

4 監査対象部局

(1) 市民文化部

市民活動支援課・出雲中央図書館・文化スポーツ課(スポーツ特別事業室含む)・
文化財課

(2) 総務部

総務課(情報管理センター及び生活・消費相談センター含む)

(3) 選挙管理委員会

選挙管理委員会事務局

(4) 教育部

教育政策課（学校再編推進室含む）・学校教育課・児童生徒支援課・教育施設課・
学校給食課（学校給食センター含む）・出雲科学館

(5) 財政部

財政課・管財契約課・市民税課・資産税課・収納課（特別債権回収室含む）・
会計課

5 監査の主な実施手続

監査の着眼点に基づき監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び
実地監査を行い、また、関係職員からの事情聴取を行った。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 日 程 平成30年8月2日から平成31年1月30日まで

7 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員	周	藤	滋
出雲市識見監査委員	吾	郷	紘一
出雲市議選監査委員	萬	代	輝正

第2 財務事務監査の結果

概要

監査対象部局の財務事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部について不適正な事案があった。

監査の結果、改善を要するものとして指摘、注意した事項は次のとおりである。

なお、指摘事項についてはその内容を公表し、適時措置状況の報告を求めるものであり、また、指摘に至らない比較的簡易なものは注意事項として、代表監査委員から監査対象部局の長に対し、別途文書により注意を喚起し是正を求めた。

(単位：件)

	共通事項	収入事務	支出事務	契約事務	財産事務	合計
指摘事項	0	5	8	4	6	23
注意事項	0	14	8	8	6	36
合計	0	19	16	12	12	59

※指摘事項

監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するもの

- 1 法令（条例、規則その他の規程を含む）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

1 共通事項

指摘事項

この度の監査の範囲において、特に指摘する事項は認められなかった。

注意事項

この度の監査の範囲において、特に注意する事項は認められなかった。

2 収入事務

指摘事項

- (1) 現金取扱いのある直営施設において、現金取扱員が任命されていなかった。

[出雲市会計規則第59条、第60条]

- ・ 出雲市男女共同参画センター、平田ふれんどりーハウス、出雲勤労青少年ホーム、平田勤労青少年ホーム、出雲市子ども・若者支援センター（市民活動支援課）

- (2) 施設の使用許可・使用料決定・使用料減免決定が、囑託館長により決裁されていた。

[出雲市事務決裁規程第 5 条別表第 1]

- ・平田学習館、海辺の多伎図書館、ひかわ図書館（出雲中央図書館）

(3) 窓口で受領した現金を速やかに収納金融機関に払い込んでいなかった。

[出雲市会計規則第 10 条第 3 項]

- ・出雲弥生の森博物館 博物館ショップ（文化財課）

(4) 使用料減免決定の際の手続きが不適切であった。

[平田ふれんどりーハウスの管理運営に関する規則第 5 条第 2 項、出雲市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条第 2 項]

- ・平田ふれんどりーハウス、出雲勤労青少年ホーム、平田勤労青少年ホーム（市民活動支援課）

[出雲市立図書館及び出雲市立平田学習館管理運営規則第 23 条第 3 項]

- ・出雲中央図書館、平田学習館、海辺の多伎図書館（出雲中央図書館）

[出雲科学館の設置及び管理に関する条例施行規則第 13 条第 1 項、第 2 項]

- ・出雲科学館（出雲科学館）

(5) 利用料金制をとる指定管理施設において、指定管理者が利用料金の「減免取扱基準」を保有していなかった。

[指定管理者による利用料金制をとる施設の設置管理条例]

- ・さんぴーの出雲、湊原体験学習センター等（市民活動支援課）
- ・出雲体育館外 33 施設（文化スポーツ課）

主な注意事項

(1) 出納員や現金取扱員が任命されているにもかかわらず、現金受領後、納付の際の調定にあたり、出納員や現金取扱員を納入義務者としていなかった。

(2) 歳入科目に誤りがあるものがあった。

(3) 収入未済金の繰越処理が適正に行われていなかった。

(4) 会計管理者への不納欠損処分のお知らせが行われていなかった。

3 支出事務

指摘事項

(1) 事業共催負担金の交付にあたり、出雲市補助金等交付規則に規定された諸手続きが省略されていた。

[出雲市補助金等交付規則]

- ・出雲市男女共同参画まちづくりネットワーク会議啓発事業（市民活動支援課）
- ・島根大学医学部支援協議会平成29年度負担金、島根県立大学出雲キャンパス支援ネットワーク平成29年度負担金（総務課）

(2) 補助金等の軽微な変更について、市長が別に定めないまま、変更承認申請の手続きを省略して補助金の額が確定されていた。

[出雲市補助金等交付規則第10条]

- ・出雲市総合ボランティアセンター運営委員会補助金（市民活動支援課）
- ・出雲市総合芸術文化祭負担金、女流名人戦開催負担金、第29回出雲全日本大学選抜駅伝競走開催負担金、出雲市芸術文化活動団体支援補助金、出雲ドーム2000人の吹奏楽開催支援補助金、出雲芸術アカデミー運営事業支援補助金、出雲市体育協会事業費補助金、出雲市ジュニア期選手育成事業補助金（文化スポーツ課）
- ・出雲弥生の森博物館誘客事業負担金、平成29年度出雲市日本遺産魅力発信推進事業負担金、出雲市文化財保存事業補助金（文化財課）
- ・出雲市教育研究会補助金（学校教育課）
- ・おもしろ！ビックリ！サイエンスショー開催補助金、科学の祭典2017「科学の縁結び祭り」開催補助金（出雲科学館）

(3) 補助金の実績報告書の添付書類として、領収書等支払帳票等の写しが添付されず、補助金の額が確定されていた。

[出雲市補助金等交付規則第11条、第12条]

- ・出雲市体育協会事業費補助金、出雲市プロスポーツ化参入事業支援補助金（文化スポーツ課）
- ・島根県学校薬剤師会会費助成金、島根県学校歯科医師会会費助成金（教育政策課）
- ・出雲市古志地区採石関連環境整備事業補助金（管財契約課）

(4) 委員報酬について、支出費目、金額を誤って支出していた過年度分を差額として追給する際、過年度支出は市長決裁とすべきところ、課長決裁で処理されていた。

[出雲市会計規則第42条]

- ・出雲市奨学事業運営委員会委員報酬（教育政策課）

(5) 物品購入に際し、契約が必要であるにも関わらず、請求書払いとしていた。

[出雲市契約規則第21条、第22条]

- ・校舎リフレッシュ事業、教材備品等整備費（教育政策課）

(6) 単価契約を締結していた委託料について、支出負担行為として整理する時期が、出雲市会計規則で定めている時期とは異なっていた。

[出雲市会計規則第22条]

- ・小学校管理費、中学校管理費、幼稚園管理費（教育施設課）

(7) 助成金の確定にあたり、助成金交付要綱に沿わない手続きがされていた。

[出雲市学校保健関係団体助成金交付要綱第5条第1項]

- ・島根県学校医薬剤師会会費助成金、島根県学校歯科医師会会費助成金（教育政策課）

(8) 契約書には記載されていない施設の維持管理費用を支出していた。

- ・旧市町有集会所維持管理負担金（管財契約課）

主な注意事項

(1) 支払遅延があった。

(2) 補助金の交付決定及び額の確定にあたり、提出書類の確認が不十分であった。

4 契約事務

指摘事項

(1) 出雲市契約規則に規定する契約書の標準的書式に定められている事項のうち、契約後における両当事者の法律関係を明確にしておく必要のある事項が省略されていた。

[出雲市契約規則第21条第2項]

- ・平成29年度出雲市立大社図書館施設管理業務（出雲中央図書館）
- ・平成29年度シーサイド運動公園トイレ清掃業務（文化スポーツ課）
- ・平成29年度神戸川小タクシー運行業務（教育政策課）
- ・平成29年度アンケートQU実施業務（児童生徒支援課）
- ・平成29年度出雲市学校給食管理運営業務、平成29年度出雲市学校給食センター排水処理施設維持管理業務（学校給食課）

(2) 仕様書に記された委託業務の内容が、適正に履行されているかを検査調書等で確認できなかった。

[地方自治法第234条の2、地方自治法施行令第167条の15第2項]

- ・平成29年度出雲市立大社図書館施設管理業務（出雲中央図書館）
- ・国指定史跡 田儀櫻井家たたら製鉄遺跡（朝日たたら）管理業務、出雲弥生の森清掃業務（文化財課）
- ・出雲市長選挙及び出雲市議会議員一般選挙に係る投票所物品の搬入・搬出業務、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 駐車場等警備業務（当日投票所）（選挙管理委員会事務局）
- ・平成29年度内部情報系システム システム保守業務（総務課 情報管理センター）
- ・出雲市佐田町スクールバス運行業務（教育政策課）
- ・平成29年度出雲市学校給食管理運営業務（学校給食課）

(3) 競争入札に付すことが可能と思われる業務において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としているものがあった。

- ・平成29年度海辺の多伎図書館空調設備維持管理業務（出雲中央図書館）
- ・平成29年度斐川文化会館管理業務（文化スポーツ課）

- ・出雲市佐田町スクールバス運行業務（教育政策課）

（４）随意契約の適用法令を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号とすべきと思われる業務について、同施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し契約しているものがあつた。

- ・衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る投票所物品及び投票用紙計数機等の搬入・搬出業務、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 駐車場等警備業務（当日投票所）（選挙管理委員会事務局）

主な注意事項

- （１）設計金額の算定についてその根拠が起案書等に添付されていなかった。
- （２）検査（検収）調書に添付すべき資料（写真）が添付されていなかった。
- （３）仕様書に記すべき事項に不備があつた。

5 財産事務

指摘事項

（１）市長が行うべき行政財産の使用許可が、施設管理業務受託者により行われていた。

[出雲市宮天王山キャンプ場の設置及び管理に関する条例第 7 条]

- ・出雲市宮天王山キャンプ場（市民活動支援課）

（２）施設使用許可の際に交付すべき許可書を交付していなかった。

[出雲市立図書館及び平田学習館管理運営規則第 21 条]

- ・出雲中央図書館、平田学習館、海辺の多伎図書館（出雲中央図書館）

（３）当該施設の設置及び管理に関する条例等に占用料の減免規定が定められていないにもかかわらず、占用料を免除していた。

[出雲健康公園の設置及び管理に関する条例第 36 条、宍道湖公園の設置及び管理に関する条例第 20 条]

- ・出雲健康公園、宍道湖公園（文化スポーツ課）

（４）農地転用を行う必要がある土地を、転用を行わずに賃貸借契約を締結していた。

[農地法第 5 条]

- ・医大前新町線文化財調査に伴う通路・残土置き場用地（文化財課）
- ・南中スクールバス回転場用地、佐田スクールバスセンター施設用地等（教育政策課）

（５）教育財産の目的外使用許可に際し、必要とされる市長への協議がなされていなかった。

[出雲市財産規則第 21 条]

- ・国際交流の家湖陵住宅（学校教育課）
- ・CATV 施設及び電気通信事業用施設設置外 99 件（教育施設課）

- ・清涼飲料水自動販売機設置外 2 件（学校給食課）
- ・清涼飲料水自動販売機設置（出雲科学館）

（6）教育委員会がなすべき教育財産の使用許可を市長名で行っていた。

[出雲市財産規則第 21 条]

- ・清涼飲料水自動販売機設置外 2 件（学校給食課）
- ・清涼飲料水自動販売機設置（出雲科学館）

主な注意事項

- （1）市が土地を借り受ける際に、予定価格とすべき金額が算定されていなかった。
- （2）土地の賃貸借契約において、自動更新条項が設定されていた。

第3 財務事務監査の結果に基づく監査意見

1 収入事務

(1) 施設の使用許可、使用料減免の手続きについて

施設の使用許可、使用料の減免にあたり、条例や規則・規程に沿った手続きがなされていない事案が複数見受けられた。現在問題が起こっていないから、以前からのやり方を踏襲しているから、ということではなく、今一度該当の例規を確認され、必要であれば例規改正を検討することも含め、適切な手続きによる行政処分に努められたい。

(2) 指定管理施設の設置管理条例及び規則における「使用料」と「利用料金」に関する規定について

「使用料」は、市が徴収し、市の収入となるものであり、「使用料」を指定管理者が減免することはできない。「利用料金」は、指定管理者が徴収し、指定管理者の収入となるものであり、指定管理者が減免を行うものである。

今回監査対象とした施設の例規を確認したところ、「使用料」の減免決定権者について、「市長」と規定している規則がある一方、「市長」を「指定管理者」に読み替えることとしている規則が多数あった。

このように、「使用料」と「利用料金」についての認識が全庁的に統一されていないと思われるので、関係する例規を確認し、適切な「使用料」と「利用料金」に関する規定となるよう改められたい。

(3) 収入未済金の繰越処理について

収入未済金の繰越処理については、出雲市会計規則第19条に規定されているが、繰越調定日を誤っている事案、収入未済金繰越調書を作成せず、会計管理者に送付されていない事案が見受けられた。

特に収入未済金繰越調書については、様式も定められておらず、会計管理者側からも提出が求められていない実態があったので、当該規則に沿った事務処理に努められたい。

(4) 諸収入のうち「雑入」の取扱いについて

「雑入」について、その性質には様々なものがあり、多くの細節を設けて対応されているところであるが、同種の雑入が異なる細節で収入されている事案や、性質の異なる雑入が同一の細節に収入されている事案が見受けられた。

細節は、歳入の性質に合った適切な歳入科目で収入するために設けられているものであり、その目的を果たすためにも、改めて細節のチェック・整理をしていただき、各担当課への適切な指導に努められたい。

(5) 行政財産の目的外使用料を減免する理由が不明瞭であることについて

出雲市行政財産使用料条例第7条（以下「第7条」という。）を適用し、行政財産の目的外使用料を減免している場合において、起案文書への記載内容から、第7条の適用理由を読み取り難い事案が散見された。

第7条の「使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体である場合において、公用、公共用又は公益事業の用に使用するとき」を適用する際は、起案文書にその理由を明確に示すこととされたい。

2 支出事務

(1) 財務事務の適正化について

これまでの定期監査を踏まえて、平成29年6月30日付で財政課及び会計課から「財務事務の適正処理について」の通知がなされたところであるが、この通知に掲げる対応方針に沿った事務処理がなされていない事案が見受けられた。

ア 会計事務の適正化について

請求書の処理忘れや紛失などによる支払い遅延、契約に係る書類の内容不備、出雲市会計規則に沿わない事務処理などの事案が見受けられた。今後はこのような事案が生じないように、職員の研修、チェック体制の強化等を図り、会計事務の適正化に努められたい。

イ 不適正な経理処理に対する再発防止策の徹底について

平成22年に策定された不適正な経理処理に対する再発防止策において、物品購入の計画執行の徹底について示されているが、3月中旬以降の物品の発注、年度末の受領・検収が散見された。在庫管理を強化し、必要な時期に必要な量を計画的に調達することを徹底されたい。

ウ 適正な検査の実施について

検査の適正化に向け、事業実施が確認できる写真や資料を添付し、仕様書に記載された内容が確認できる検査調書とすることとしているが、必要と思われる資料の添付が省略されている事案、検査調書等を作成しているものの具体的な検査内容を記載されていない事案、仕様書どおりに事業実施がされていないにもかかわらず、合格とされている事案が見受けられた。引き続き、検査の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。

エ 補助金事務について

補助金交付事務にあたり、出雲市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）や各補助金の補助金交付要綱に沿わない処理がされていた。また、実績報告書の審査の際に、決算書のみで領収書等の添付がないままに確定がなされ、補助対象経費内の執行であるかどうかの確認や補助金の趣旨に沿った支出であるかどうかの確認が不十分であった事案も見受けられた。交付規則等に従って適正な事務処理に努めるとともに、補助金の適切な使用を確認するために領収書等の証拠書類を求め、実効性のある審査を行っていただくよう努められたい。

オ 負担金事務について

市が各種団体の構成員となる場合の負担金について、負担すべき対象経費等を定めた規定のないものが見受けられた。負担金支出の必要性、負担額の妥当性を判断するためにも、負担基準、負担額、負担対象経費等の明確化は必要であることから、今後、会則等への基準の策定について検討されたい。

また事業共催負担金について、交付規則に定められた申請手続き等を行わないで、請求書のみで支出している事案も見受けられた。必要な手続きを経て負担金支出を行うよう周知し、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 講師等への謝礼支払い基準について

講師等への謝礼については、平成 28 年度の定期監査において、「謝礼の支出額が適正だと第三者が判断できるようにするためには、支出根拠を明確にすることが必要不可欠と考える。全庁横断的な整合性のある謝礼支払い基準を作成することを検討されたい」と意見を付しているが、現段階において、謝礼支払基準の作成にまでは至っていないのが現状である。

市の予算編成要領では、原則、市民活動支援課講師等謝金基準表によるとしているものの、この度の監査においても、実情に応じて様々な金額の報償費支出を行っている実態が確認された。

よって、公平、適正な予算執行のために、算出の目安となる基準の設定は必要不可欠であることから、個々の事案も考慮した全庁横断的な講師等謝礼支払基準を作成されたい。

3 契約事務

(1) 機械警備業務委託における競争性・透明性の確保について

機械警備業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 17 の規定に基づき、条例及び規則により長期継続契約を締結することが認められているが、この度の監査において、機械警備設置業者と単年度の 1 者特命随意契約を締結している事案があった。

平成 27 年度の定期監査において機械警備業務について意見を付したところ、「原則として長期継続契約とするとともに、更新時には競争入札を実施する方向で検討します」と回答されたが、未だ具体的な検討結果が示されていない。

市としての統一的な基準を示すとともに、引き続き、長期継続契約の締結を促進し、契約更新時における競争性・透明性の確保に努められたい。

(2) 契約保証金について

この度の定期監査にあたり抽出した業務委託契約 128 件のうち契約保証金を免除したものは 108 件、更にもその中で出雲市契約規則第 24 条第 1 項第 8 号（契約の相手方の工事、製造又は販売等の実績、経営の規模及び状況等を考慮して、その者が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。）を適用した事案は 40 件であった。平成 28 年度と同様、多くの事案において同条項が適用されていた。

平成 29 年度の定期監査において、「規則の適用に関する公平性を担保するため、同条項を適用する際の具体的な指針等を定められたい。」と意見を述べたところであるが、未だ具体的な指針は示されていない。

規則の適用に関する公平性を担保するため、早急に具体的な指針を示されたい。

4 財産事務

(1) 施設使用許可の通知方法について

施設使用許可の際、申請者に対し当該施設の使用許可の通知を口頭により行っている事案が

あった。

これらの事案において、関係例規に施設使用を許可した際の通知方法について明確に定められているわけではなかったが、通知内容には、使用を許可する時間や許可の条件といった詳細な事項もあった。そのため、口頭での通知では、市と申請者の間で認識の違いを生じる可能性があることから、より適切な通知の方法について検討されたい。

第4 特定テーマ 「補助金・負担金に係る繰越金の取扱い」の監査結果

1 監査テーマの選定理由

各種団体へ交付した補助金・負担金については、各所管課において、実績報告書に基づく検査を行っているが、補助金を交付されている団体において生じた繰越金の取扱いについては、全庁的な指針がないため、各所管課の対応も様々な状況ではないか、また、補助金額に対し過大な繰越金が発生しているのではないかと推測される。

そのため、出雲市が交付する補助金・負担金に係る繰越金について、課題や改善点がないかを確認するため特定テーマとして選定した。

2 監査対象

この度の監査において、監査対象となった4部1局から補助金・負担金の交付を受けた団体のうち、補助対象金額の高額なものを中心に17団体を抽出し調査対象とした。

3 監査結果

監査の結果、繰越に関する規程のない団体、繰越金を有する団体は以下のとおりであった。

監査対象部局	所属課数	調査対象団体数 (A)	(A)のうち 繰越に関する 規程のない団体	(A)のうち 繰越金を有する団体
市民文化部	4	9	9	2
総務部	1	0	0	0
選挙管理委員会	1	0	0	0
教育部	6	7	7	2
財政部	6	1	1	0
計	18	17	17	4

指摘事項

この度の監査の範囲において、特に指摘する事項は認められなかった。

注意事項

この度の監査の範囲において、特に注意する事項は認められなかった。

4 監査意見

(1) 繰越金の取扱いについて

この度の監査において、交付された補助金・負担金に対し、過大な繰越金を有する事案はなかったが、団体の活動状況等から判断して必要以上の繰越金が発生しているなどの状況があれば、

団体に対し、補助金・負担金の額や事業内容の見直しを提案するなどの対応に努められたい。特に、市が事務局等を務める団体にあつては、見直しを積極的に行っていただきたい。

また、補助対象事業において、繰越金が生じたときの取扱いについては、個別の補助金等交付要綱において明確にし、団体に対しても十分な周知に努められたい。